

北海道総合開発第2次5ヵ年計画

昭和 32. 12. 27

北海道開発庁

北海道総合開発第2次5ヵ年計画

昭32.12.27

閣議決定

目 次

I	計画策定の意義	1
II	計画の目標	2
III	計画達成のための施策の基本方針	5
IV	部門別計画の概要	6
1	産業振興の基盤の整備	6
1)	輸送通信施設	6
(1)	道 路	6
(2)	港 湾	6
(3)	漁 港	7
(4)	空 港	7
(5)	鉄 道	7
(6)	航 路 標 識	7
(7)	電 気 通 信	8
2)	国土保全施設	8
(1)	河 川	8
(2)	砂 防	8
(3)	治 山	8
(4)	気 象	8
3)	農業生産の基盤	9
(1)	土 地 改 良	9
(2)	開 拓	9
4)	電 源 の 開 発	9

2 産業の振興	9
1) 農業	9
2) 林業	10
3) 水産業	11
4) 鉱業	11
5) 工業	12
6) 運輸交通業	13
3 文化厚生労働施設の整備	13
1) 住宅及び都市計画	13
(1) 住宅	13
(2) 都市計画	14
2) 文教施設	14
3) 厚生施設	14
4) 労働関係施設	14
4 開発基本調査の促進及び試験研究機関の整備	14
1) 開発基本調査	14
2) 試験研究機関	15
参 考 表	17

I. 計画策定の意義

さきに北海道開発法にもとづき、昭和 27 年度を初年度とする北海道総合開発第 1 次 5 カ年計画を樹立し、産業振興の基盤となるべき基礎施設の整備に重点をおいて実施してきたが、おおむね計画の半ばを遂行して昭和 31 年度をもって終了した。

昭和 30 年 12 月政府は経済自立 5 カ年計画を決定し、ここに国民経済の向うべき方向が提示されることとなつたので、北海道の総合開発計画も 32 年度より新たなる構想をもつて第 2 次 5 カ年計画を発足させることとして、31 年 8 月、経済自立 5 カ年計画に即応して先づ第 2 次 5 カ年計画要綱を作成し、これにもとづき計画を策定することとしていたのである。

この間、30 年以降における国民経済の著しい拡大発展にともなつて計画策定をめぐる情勢にかなりの変化をきたし、政府においてはこれに対処して 33 年度を初年度とする新長期経済計画を策定するところとなつたのである。同計画は、国民経済のできるだけ高い経済成長率を持続的に達成することの必要性とそのための課題について国民経済全般にわたつて示唆を与えているものであるが、ここにおいて北海道総合開発第 2 次 5 カ年計画についても、これらの情勢を考慮して昭和 33 年度を初年度とし、国の新長期経済計画の構想をも勘案して策定することとしたのである。

今後の北海道の開発を推進するに当つては、第 1 に北海道の開発はかなり長期的にみて国民経済全体の観点から推進すべきものであるので、この中において北海道開発がいかなる位置を占めるべきかについての将来にわたる見透しを樹てることが必要であり、第 2 に開発を合理的に進めるため

には、北海道の産業立地に見合う将来の生産構造とそれに必要な基礎的投資の規模及び配置との関連を考慮して、かなり長期にわたって一定の方針の下に施策を講じなければならない。

この計画は、かかる観点より今後 5 ヶ年間の北海道開発の向うべき方向とその目標を示し、このための施策に指針を与えんとするものである。従つてこれは実施計画とはその性格を異にするものであつて、実施に当つてはこの計画の基本方針に沿つて、その時々における経済情勢に対応しつつ弾力的運用に努めることが必要である。

Ⅱ. 計 画 の 目 標

今後わが国が増大する生産年令人口を容し、経済の安定的発展を維持するためには、輸出の飛躍的伸長を図るとともに経済性の許す限り国内資源は最大限に開発利用し、自給度の向上に努め、輸入の増大を防止しなければならないのである。

ここにおいて豊富な未開発資源と広大な地積を有し、今後なお相当の人口収容の余地を残している北海道を開発することは、国の経済の発展の上にきわめて重要な意義を有するのである。とりわけ石炭、木材資源、畜産物、てん菜等において北海道の果す役割はきわめて大きい。

第 2 次 5 ヶ年計画においては、これらの国の経済に大きく寄与するものの大巾な生産増強を中心として、その他の未開発資源の開発を促進するとともに、用地、用水にめぐまれた立地条件を生かして、主としてこれらの原料を活用する諸工業を積極的に開発振興し、産業の構造を高度化の方向に進めて、労働力人口の吸収と道民所得の増大を図ることを目標とする。

(1) 農業総生産は全体として 37 年度に 30 年度（基準状態）より 36%増加せしめる。米については 30 年度（基準状態）に対し 22%増の約 75 万石を増産するほか、てん菜糖及び酪農生産物については、今後の国民の食糧構成の高度化にともない北海道に期待するところが大きいので大巾の増産を計画し、てん菜の生産では 30 年度に対し 160%の増、これによる砂糖の生産高を約 15 万トン（30 年度約 5 万トン）とし、これによつて相当の外貨の節減が可能となる。

また畜産、特に乳牛については、30 年度に対し 182%増の約 29 万頭とし、これによつて牛乳生産高は 30 年度の 197%増、330 万石となり、全国の 24%を占めることとなる。

(2) 林業総生産は、29 年より 32 年にわたつて 15 号台風の風倒木処理のため著しく増加しているので、37 年度にはこの高い水準を若干上廻る程度として、30 年度に対し 1.4%増とし、素材生産は 37 年度 2,177 万石となり全国の 14%となる。

また漁業総生産は 30 年度に対し 30%増とし、水揚高は 30 年度の 21%増の約 4 億貫となり全国漁獲高の 25%を占めることとなる。

(3) 全国の約半分 100 億トンを埋蔵している北海道の石炭は、国の経済発展のためのエネルギー資源の一環としてその開発増産を強く要請されているので、30 年度に対し 70%増の 2,167 万トンと大巾の増産を見込むこととした。従つて 37 年度には全国出炭の 34%を北海道が受持つこととなり、このときの道外積出（都府県への供給）は、30 年度の 186% 増の約 1,490 万トンに達する見込である。

(4) この計画においては、工業の開発振興を強く推進することとし、37 年度工業総生産を 30 年度の 97%増として著しい拡大を図ることとし

た。なかでも鉄鋼、化学肥料、紙パルプ、乳製品はいずれも 30 年度の 2 倍以上と大巾に伸ばすとともに天然ガス、木材等の高度利用工業の開発を見込むこととした。

- (5) 以上のような各産業の生産の拡大によつて道内生産所得は著しく増加し、37 年度には 30 年度にくらべて 61%増、また 30 年度の基準状態からは 64%増加し、これを年率でみると 7.1%（基準状態 7.3%）で伸びることとなる。これは戦後（23 ～ 30 年度）の北海道の経済の伸び率（11.5%）よりは低いこととなるが、国の計画における経済成長率（6.5%）にくらべるとかなり高いもので、これを達成するためには相当の努力が必要である。

また生産所得を産業別にみると第 1 次産業は 30 年度にくらべて 26%増（年率 3.4%、農業のみは 30 年度を基準状態に補正）、第 2 次産業は 97%増（年率 10.2%）、第 3 次産業は 63%増（年率 7.2%）となり、この結果 30 年度と 37 年度の間において産業別所得構成比は第 1 次産業は 25%から 19%に低下し、第 2 次産業は 26%から 32%へ、第 3 次産業は 48%から 49%へとそれぞれ上昇し、今後第 2 次及び第 3 次産業が拡大して行く傾向を示している。

- (6) 就業者についてみれば、この計画の各産業の生産目標が達成される時は、37 年度には 30 年度の 18%増の 232 万人となり、就業者の純増加は 35 万人に達する。

また別の面からみると、この期間内に道内において増加する新規労働力（交替補充要員を除いて新しく就業の機会を求める人口の純増加分）は約 22 万人と推定されるから、30 年度から 37 年度までの就業者数の純増加分（35 万人）との差 13 万人は道外からの社会増加を期待す

ることとなる。

産業別に就業者の変動をみると、37年度には第1次産業では30年度の33%増、第2次産業では33%、第3次産業においては26%の増加となり、従つてこの間の産業別構成比において第1次産業は43%から37%に低下し、第2次産業は21%から24%に、第3次産業は36%から38%に上昇することとなり、生産所得の産業別構成比の変化と見合つて、産業構造高度化の傾向を示している。

以上の結果、37年度における北海道の総人口は30年度にくらべて約15%増加して、おおむね550万人となる見込である。この北海道の人口増加を年率でみると2.0%で、全国の0.8%より高くなり、それだけ人口収容の役割を果すこととなる。なおこの計画による産業基盤の整備によりさらに後年度において人口収容の著しい増大が期待される見込である。

Ⅲ. 計画達成のための施策の基本方針

第2次5ヵ年計画においては、第1次5ヵ年計画に引続き産業振興の基盤の整備強化を図るとともに、各種産業を積極的に開発振興することに重点をおき、あわせて開発に関連する文化厚生労働施設の整備を考慮することとし、特に次の諸施策を強力に推進する。

1. 産業振興の基盤の整備については

- (1) 産業発展のための基礎的部門として、開発の根幹となる道路、港湾等の産業基盤の飛躍的増強を図るとともに、エネルギー源の確保のために電源の開発を推進する。

- (2) 産業活動の基盤を確保するため、治山治水事業等を推進して国土保全施設の整備を図る。
 - (3) 農業生産基盤の拡充強化のため、土地改良及び開拓事業を推進する。
2. 産業振興については
- (1) 農林水産部門については生産の安定的拡大を図るとともに、その生産性を向上せしめて農漁家経済の安定向上を期する。
 - (2) 鉱工業部門については既存鉱工業の拡充振興と新規鉱工業の積極的開発によつて、生産の飛躍的増大を期する。
 - (3) 第3次産業部門については、第1次、第2次産業の振興発展によつてその振興を図る。

IV. 部門別計画の概要

1. 産業振興の基盤の整備

1) 輸送通信施設

(1) 道 路

道路の整備は開発の根幹をなすものであることにかんがみ、次にかかげる路線に重点をおいて整備を推進する。

輸送の動脈となる重要幹線道路網

未開発資源の開発を促進するために必要な産業開発道路
なお主要道路における冬期交通の確保を図る。

(2) 港 湾

重要港湾及び利用度の高い地方港湾の整備に重点をおくこととし、

特に道外への石炭の増送分に対応する港湾施設及び一般工業原材料確保のための港湾施設の増強を図るとともに、沿岸輸送力の拡充及び離島連絡のための港湾の整備を推進する。

また工業発展の基盤として苫小牧港の整備を図る。

重要港湾	函館港外	5 港
地方港湾	紋別港外	20 〃
避難港	広尾港外	6 〃

(3) 漁 港

漁業生産形態の変化のすう勢及び漁業生産計画に対応して、漁港整備計画による漁港の整備を促進し、利用効果の発揮に努める。

3 種・4 種漁港	23 港
1 種・2 種漁港	67 〃

(4) 空 港

産業活動の活発化にともない北海道内航空網の拡充が要請されるので、第 2 種空港として稚内外 2 港の完成を中心として整備を推進する。

(5) 鉄 道

輸送量の増大に対処して重要幹線の輸送力の強化を図るため、主要幹線の複線化及び重軌条化を促進するとともに、資源開発のため新線建設を推進する。また青函運輸については輸送の充実とその強化を図る。

(6) 航 路 標 識

北海道沿岸海域における安全航行と海難防止のため、電波標識、灯台、灯浮標、霧信号所等の標識施設の整備を図る。

(7) 電気通信

電話の積滞及び新規需要に応ずる架設を行うとともに、電話の自動化の促進及び主要都市間の即時通話化を図る。

2) 国土保全施設

(1) 河川

石狩川等国費 12 河川の河川改修に主力を注ぐとともに、補助河川については継続 23 河川の整備を図るほか、新規に災害頻度の大きい主要河川に着工する。なお未開発地帯の開発の根幹となる特殊河川については、継続 11 河川の改修を促進するほか、緊急度の高い新規河川の改修工事を施行する。また未改修河川の多い実情にもとづき、局部改良工事を重点的に促進するとともに海岸浸蝕対策事業を推進し海岸の保全を図る。

石狩川の洪水調節の一環としてかんがい及び発電の目的をかねた空知川金山ダムの計画を促進する。

(2) 砂防

土砂流出の甚しい水系の砂防工事並びに地回り対策工事を推進する。

(3) 治山

治山及び農地保全のため治山事業の促進を図り、荒廃山地の復旧及び防災林造成約 15 千町歩（国有林を含む）の事業を実施する。

(4) 気象

水害対策、農業災害対策等総合開発の推進上これと密接な関連を有する気象業務の整備拡充を図る。

水害対策のための気象観測施設の整備

水利気象観測施設の整備

農業災害対策のための気象観測の充実

漁業気象通報業務及び航空気象観測の充実

3) 農業生産の基盤

(1) 土地改良

石狩川水域の泥炭地開発と篠津地域開発事業、夕張川総合開発事業等の継続地区の早期完成に重点をおくとともに、冷害の恒久対策として排水、客土等の事業を促進するものとし、国営事業による改良面積を約 8 万町歩、補助事業による改良面積を約 16 万町歩と予定する。

(2) 開 拓

既入植者の営農安定を図るため開墾建設工事等基礎施設の整備を促進するとともに、新規開拓については地域別営農類型に適合する農家の創設を目的とし、機械開墾方式による集団地開拓に重点をおくこととする。開墾によつて造成される耕地は約 10 万町歩と見込まれる。

4) 電源の開発

産業の発展にともない 37 年度における電力需要量は約 50 億キロワット時（送電端）に伸びる見込であるが、これに対する供給を確保するため約 35 万キロワットの電源開発を行うとともに、あわせて 38 年度の需要を考え開発工事量を約 40 万キロワットとし、また送変電施設の整備を図る。

2. 産業の振興

1) 農 業

農業生産の拡大により農家経済を安定せしめ、寒地農業の確立を図

るため、土地改良及び開拓による農業生産基盤を拡充強化するほか、耕土改良、農業機械の導入、畜産の振興及び耕種の改善を重点的に推進する。

37年度において、耕地面積は30年度に対し11%増の102万町歩に達し、乳牛は182%増の約29万頭を保有することとなり、農業総生産は30年度（基準状態）に対し36%増となる。

- (1) 地力の維持増進を図るため心土耕、混層耕、酸性土壌改良及び不良火山灰土壌改良を行い、また経営の合理化を促進し生産性を高めるため、営農用トラクターセットの導入等農業機械化を促進するとともに輪作体系の確立を図る。
- (2) 農業経営の安定に資するため、てん菜生産の拡大を図り、37年度において作付面積をおおむね4万町歩に達せしめる。
- (3) 優良種牡畜及び乳牛等の導入を行って家畜の改良増殖を図るとともに、草地改良及び飼料作物採種圃の設置等により飼料生産基盤の確立を期するほか、畜産施設を整備拡充する。
- (4) 農畜産物流通の円滑を図るため、流通施設の整備を促進する。

2) 林業

山地荒廃の甚しい現状にかんがみ、森林資源の保続増強に努め、速かに植伐の均衡を保つことを目途として、林業の振興を図ることとし37年度における素材生産目標を2,177万石とする。

- (1) 森林資源の増強を図るため造林事業を拡大し、人工植栽約38万町歩（国有林を含む）を実施する。このほか天然下種補整によつて資源の維持増殖に努める。
- (2) 奥地林の開発を中心として林道網の整備を図り、林道延長約

4,400 軒（国有林を含む）を開設する。

- (3) 木材需要の増大に対処して広葉樹、廃材の利用等による森林資源の合理的利用を図るため林産工業を振興する。

3) 水産業

漁業生産の拡大と漁家経済の安定に施策の重点を指向し、37 年度における水揚目標を約 4 億貫とする。

- (1) 沿岸水族の増殖を図るため、増殖漁場の造成改良及び貝藻類種苗確保等の浅海増殖事業及びさけますのふ化放流等内水面増殖事業を積極的に推進する。
- (2) 沿岸及び沖合海域の合理的操業と資源の完全活用を図るため、漁港の整備を促進するとともに、老朽漁船の更新及び漁業転換のための新規建造を積極化し、37 年度における漁船総屯数を約 123 千トンに達せしめる。
- (3) 水産物の価値の維持向上のため製氷工場、冷蔵庫、貯氷庫等の処理加工・保蔵施設の拡大強化を図る。

4) 鉱業

北海道は石炭、水銀、重晶石、石綿、クローム、マンガン、天然ガス等の地下資源に富み、その開発は重化学工業の振興にきわめて重要な役割を果すので、各種地下資源の開発を積極的に推進する。

このため、鉱産物輸送のための道路、港湾等を整備拡充するとともに、地下資源の基本調査及び試錐事業による探査を推進して資源の確保に努め、37 年度鉱業総生産額の目標を対 30 年度比 168%の約 1,050 億円とする。

- (1) 石炭の生産は新長期経済計画に沿い、今後の北海道の出炭増加の

可能性を考慮して、37年度生産量を対30年度比170%の2,167万トンとする。このため新砒開発、豎坑開さく及び合理化工事等を促進する。

- (2) 金属及び非金属については、本道に期待の大なるものに重点をおくこととし、37年度において対30年度比165%の生産を図る。
- (3) 原油、天然ガスについては自給度向上の見地より積極的に開発を推進する。

5) 工業

北海道は工業原料としての石炭、天然ガス等の地下資源及び農林水産資源にめぐまれているにもかかわらず、これを利用する工業は紙パルプ、硫安、尿素等の一部の工業を除いては低次の段階に止まり、関連工業は極度に未発達である等後進的な特徴を示しており、30年の工業生産額は全国のわずかに3.1%を占めるに過ぎない。これは北海道が自然的社会経済的立地条件において不利な面を有しているためである。しかし他面において原料資源、用地、用水等の諸条件についてみれば、わが国の既存の工業地帯がほぼ拡張の限界に達している現状に比して、北海道は比較的有利な条件を具備しつつあるので、今後のわが国工業生産拡大の要請に応じて、北海道の工業開発を強力に推進することが必要である。

このため既存工業の設備の合理化拡充、関連工業の振興、適地新規工業の積極的な開発振興を図り、37年度工業総生産額の目標を30年度に対し97%増の約4,290億円とする。

- (1) 鉄鋼、紙パルプ、化学肥料等の基幹工業については、新長期経済計画における全国生産の伸びと道内需要等を勘案して37年度にお

いて銑鉄（高炉銑及び電気銑）約 145 万トン、洋紙約 12.5 億ポンド、アンモニア系肥料（硫安換算）約 51 万トン、セメント約 90 万トンの生産の拡大を図る。

(2) 北海道において特に有望と考えられる石炭及び天然ガス利用工業、砂鉄利用工業、木材化学工業等の新規工業については積極的に開発振興を図る。

(3) 農畜水産物を原料とする工業については、農漁業経済の安定の見地より振興育成につとめることとし、てん菜糖工業、畜産物加工業については積極的に振興する。

(4) 以上のように工業生産の飛躍的拡大を図るためには、道路、鉄道、港湾、電力、工業用水等の工業立地条件の整備を促進する必要がある。

6) 運輸交通業

(1) 道路網の整備と輸送需要の増加に即応して陸上及び航空運輸事業の促進を図る。

(2) 貨物量の増大に対応して主要港湾における港湾附帯施設及び倉庫施設の整備を促進する。

(3) 離島へき地航路の安全確保を図るため、就航船舶の整備を促進する。

3. 文化厚生労働施設の整備

1) 住宅及び都市計画

(1) 住宅

住宅の需要は 37 年度までにおおむね 22 万戸に達する見込であるが、計画期間内に政府施策及び民間自力建設によりこの需要を満す

よう建設計画を促進する。また耐寒不燃構造化等による住宅の質の改善を図る。

(2) 都市計画

都市機能の充実を図るため、都市計画法適用 23 市 56 町のうち必要な主要都市に対し、街路、下水道等の都市施設の整備を行う。

2) 文教施設

北海道の総合開発の円滑な進展を期するためには、小学校及び中学校の設置、教員の増加等義務教育その他の整備充実を図る必要のあることは勿論であるが、そのほか、総合開発に必要な技術者の育成等を促進するため、中学校、高等学校における産業教育、大学における教育及び研究、社会教育、^{へき}地教育等の充実を図る必要がある。

3) 厚生施設

総合開発を推進するに当つては、産業の振興とあわせて民生を安定し、生活環境の改善を図るための国民健康保険施設、社会福祉施設、衛生施設、上水道、下水道（終末処理）等の諸施設を整備する必要がある。

4) 労働関係施設

労働力の需要と供給の合理的結合により、総合開発の円滑な推進を図るため、公共職業安定所及び公共・総合職業補導所の整備拡充を行うとともに、失業対策事業を弾力的に活用することとし、あわせて労災病院の整備を図る必要がある。

4. 開発基本調査の促進及び試験研究機関の整備

1) 開発基本調査

北海道に賦存する豊富な地下資源をはじめとする各種未開発資源と

産業開発のための立地条件の調査を中心とする社会経済的条件とについての調査究明は、開発を総合的かつ効率的に推進するための基盤となることであるから、これを積極的に推進する必要がある。

2) 試験研究機関

北海道に豊富に賦存する資源なかんずく石炭、天然ガス、木材、泥炭等の高度利用による工業化を推進するため、またその他総合開発を促進するための試験研究機関の整備を図る必要がある。

参 考 表

開 発 の 目 標 (主要経済指標)

区 分	単 位	昭 和 30 年度 (A)	昭 和 37 年度 (B)	$\frac{B}{A}$ (%)	備 考
農 業 生 産 額	億 円	938	1,272	136	30 年度は基準状態である
耕 地	千 町 歩	914	1,005	110	30 年度は31 年度公表の 「本地」である
米	万 石	340	415	122	30 年度は基準状態である
乳 牛	千 頭	103	290	282	
林 業 生 産 額	億 円	303	307	101	
素 材	万 石	2,150	2,177	101	
水 産 生 産 額	億 円	448	584	130	
水 揚 高	百 万 貫	331	400	121	
鉱 業 生 産 額	億 円	625	1,052	168	
石 炭	万 ト ン	1,272	2,167	170	
工 業 生 産 額	億 円	2,182	4,295	197	
銑 鉄	千 ト ン	556	1,450	261	
洋 紙	百万ポンド	658	1,250	190	
アンモニア系肥料	千 ト ン	273	517	189	硫安換算
セ メ ン ト	〃	386	900	233	
電 力	百万 KWH	2,498	4,413	177	需要端
生 産 所 得	億 円	3,940 (3,883)	6,356	161 (164)	() 内は基準状態
就 業 者 数	千 人	1,967	2,316	118	
総 人 口	千 人	4,773	5,500	115	

この計画達成のための5ヵ年間の所要資金は約6,600億円と推定せられる。